

議長（志村 忠昭）

要望ということで、ありがとうございました。

これをもって、11番渡邊美喜子議員の一般質問を終わります。

次に10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番 日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成28年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、道徳の教科化について、2、高齢者の医療制度の見直し案についての2点について一般質問をいたします。

まず最初に、「道徳の教科化について」であります。

2018年度から道徳が教科になることが決まり、既に多くの学校で試行が始まり、小学校は2018年度、中学校は2019年度に完全実施となります。

今まで週1時間あった道徳の時間は教科ではありませんでした。

学活などと同じく普通の授業とは別に週1時間行う領域、つまり1958年制定の特設道徳でありました。

また、心のノートの使用が2002年から実施をされてきました。

そもそも道徳の時間には反対意見が広くあり、その理由は戦前のように国が決めた価値観を押しつけることになり、表面的ないい子を生み出すことにつながるといったものでございました。

中でも、教育学の主流としては、道徳性は学校の教育活動全体を通して育まれるもの、つまり全面主義であり、成績をつける必要性のある教科にはふさわしくないと考えられております。

しかし、現場の先生たちは、週1の特設道徳の時間もさまざまに工夫をし、子供たちの道徳性を高めようと実践をしてきたわけであります。

それなのに、なぜそれをわざわざ教科に、しかも特別のものに変えたのでしょうか。

この動きをリードした教育再生実行会議（安倍首相の諮問機関）であります、この第一次提言2013年2月には次のようなことが書いてあります。

1、いじめ問題が深刻になっている、2、青少年の犯罪や問題行動などが多発している、3、社会全体のモラルが低下している、だから教科にして学校で道徳教育を充実させなければいけない。

この提言を受けた懇談会から出た文章によりますと、「いじめ問題が深刻な状況にある今こそ、制度の改革だけでなく本質的な問題解決に向かって歩み出すことが必要であり、心と体の調和のとれた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識をし、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化する。」

これは、「道徳教育の充実に関する懇談会、今後の道徳教育の改善、充実方策についての報告」であります。（2013年12月26日）

確かにいじめ問題は、今なお、多くの子供を苦しめ、時には、みずから命を絶たざるを得ない状況を生んでおります。

教育に携わる人たちは、一刻も早く取り組まなければならない深刻な課題であります。

そもそも道徳性は、私たちの暮らす社会の基盤となる大切なものであります。

自分の人生をよりよく生きること、異なる他者と共生的に生きることの根幹に道徳性があることは広く知られております。

大切にすべきであるのは当然のことであります。

そして、多くの保護者も我が子に対し、「思いやりのある優しい子になってほしい」と願っております。

しかし、政府や文科省は、道徳を教科にしないと道徳教育は進まない、そして教科化にすると「いいことばかり起きる」ように言いますが、よく検討してみますと、むしろよくないことが起きそうであります。

教科化のきっかけとなった「大津いじめ事件」、2011年であります、これが起きた中学校は文科省指定の道徳教育研究推進校でありました。

教育評論家の尾木直樹氏も、「道徳教育をやればいじめがなくなるなんて真っ赤なうそ」（東京新聞2015年1月17日付）と言っております。

これは押しつけ型の道徳教育が意味を持たないとの意味であります。

授業や行事、学級づくりなど、学校の教育活動全体の中で、子供たちの中に他者への共感性、つまり悪質な他者とともに生きるイコール共生の感性を育てること、これを基盤にいじめ問題に正面から取り組むことが、道徳性の教育であると言ってもいいのではないのでしょうか。

そして、こうした実践は、民主的な学校づくりと並行して、既に各地で行われてきたことでもあります。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、多度津町における道徳の教科化に対する町長、教育長の見解はどうなのかお尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の道徳の教科化についてのご質問にお答えをいたします。

多度津町の教育大綱の中に、道徳教育の推進を掲げております。

これは、未来を担う多度津町の子供たちの健やかな成長を図るためには、学校、家庭、地域社会における子供たちの道徳性の育成は極めて大切な課題と考えているためであります。

今回の学習指導要領の改訂に伴う道徳の教科化については、学校における主体的な取り組み、実効性のある取り組みにつながるよう町として環境整備や支援を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道徳の教科化についてのご質問にお答えします。

道徳に関しては、他教科に先んじて学習指導要領の改訂が進められ、平成27年3月には学習指導要領の改正の告示、そして小学校では平成30年度より、中学校では31年度より、特別の教科道徳が設置されることになりました。

教育基本法にある教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すとあり、その基盤としての道徳性を養うことが道徳教育の目標であります。

そのため、学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、発達の段階を考慮して適切な指導を行わなければならないと現行の学習指導要領の総則に示されています。

今回の改定では、道徳の教科化が示されました。

これを受ける形で、学校現場や教育委員会は実施に向けての研究、体制づくりの検討を始めているところであります。

教科化の背景には、いじめ問題に象徴される問題行動の深刻化、グローバル化や情報化、少子・高齢化の進展などがあります。

これまでも繰り返し道徳教育の充実と課題が指摘されながら、全体としては十分な改善に至らなかったことの反省を踏まえ、道徳教育が学校全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう早急に抜本的な改善、充実を図る必要があるとしております。

その方策として、教育課程上の位置づけを道徳の時間から特別の教科道徳とし、学習指導要領に定める目標、内容、指導方法、評価を改善して道徳教育の充実を図ろうとするものです。

こうしたことから、今後は道徳教育の充実を図るために、道徳の教科化によって実効性のある道徳教育が推進できるよう学校現場での主体的な取り組みができるよう支援したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目に文科省が教科として急いで強化するのはなぜかについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の文科省が教科化を急ぐのはなぜかについてのご質問にお答えします。

学校教育において、極めて重要な位置づけにありながら、いまだに道德教育を忌避しがちな風潮があること、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の心情理解に偏った形式的な指導に陥っていること、一方ではいじめの根絶や規範意識の育成などの喫緊の課題に迫られていること等を文部科学省による説明や中央教育審議会の答申の中で指摘されております。

また、平成12年の教育改革国民会議で論議され、平成26年の中央教育審議会で道德に係る教育課程の改善の答申が出され、教科化を実施するための条件を整え、時間をかけて実施の方向を示したものだと考えております。

以上です。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目に道德が教科になると問題は解決するのかについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道德が教科になると問題が解決するのかのご質問にお答えします。

教科化することで全ての問題を即座に解決させることは難しいと考えます。

解決に向けての必要条件ではありますが、十分条件ではないと考えております。

教科化することで、現場の工夫、努力が加わり、小学校から中学校までの教科としての体系的な指導が計画的に積み重なり、学校、家庭、地域との連携を図った道德教育の充実が図られることで、道德教育が問題解決への大きな力となっていくように考えております。

以上、尾崎議員の再質問にお答えしました。

議員（尾崎 忠義）

4点目に、道德が教科化されるとどうなるのか。

また、安倍内閣の強調する美しい国としての愛国心の徳目とは何かについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道德が教科化されるとどうなるかについてのご質問にお答えします。

教科となるための課題には、一般的には中学校以上では当該教科の教員免許状をどのように扱うかとか、教科書が必要になるとか、適切な評価が必要になるというようなことがあります。

今後も文科省の動きを注視しながら、教科化への対応を進めてまいりたいなというふうに考えております。

議員ご指摘の愛国心の徳目は何かについては、その指摘するものについてですけれども、新しい学習指導要領の内容は大きくは4つの視点があるんですけども、自分自身に関すること、人とのかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関すること、生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することの4つの視点から構成され、集団や社会とのかかわりに関することの中に内容項目、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度が位置づいております。

ここでは、国とは歴史的に形成された国民、国土、伝統文化などから成る歴史的、文化的な共同体としての国を意味するものであります。

国を愛するとは、偏狭で排他的な自国賛美ではなく、国際理解、国際親善に関する指導と相まって、国際社会に向き合う我が国の一員としての自覚と責任を持って国際親善に努めようとする態度につながっていくという点に留意する必要があると学習指導要領の解説では指摘しております。

以上で尾崎議員の再質問に対する答弁を終わります。

議員（尾崎 忠義）

5点目に、教師や学校はこれらに対してどう対応すればよいのか、お尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の教師や学校はどのように対応すればよいかについてのご質問にお答えします。

まずは、新しい学習指導要領についての理解を深める必要があると思います。

そのための研修を実施するとともに、今現在も行われているわけですけども、自主的な研修会や校内の現職教育において、新しい学習指導要領を見越した道徳の授業改善について日々の実践の中で検討していくということが肝要だと考えております。

以上で尾崎議員の再質問に対する答弁を終わりたいと思います。

議員（尾崎 忠義）

5番目に教師や学校は今後どのように対応すればよいのかお尋ねいたします。

議長（志村 忠昭）

今言った。

議員（尾崎 忠義）

失礼しました。

すみません、間違えました、再質問です。

今現状では、教育現場では教師は研修会が頻繁にありまして、大勢の方が参加しております。

先生方はほかに対しても不登校児の生徒指導、その他関係がありまして、極めて時間的に多忙となっているのが教育現場であります。

そして、教科化することについて、評価方法が点数化ではなくて記述式になっているということが、教育現場ではこのように強制されたら児童の心を育てられないと困惑しているという話を聞いております。

そこで、評価されるための通信簿になってしまうのではないのか、また通信簿での学びのたよりですが、これに入れるのが今大問題ではないのかと思われれますが、どのようにお考えでしょうか。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の道徳の教科化に伴う評価についての問題点ではなかったかなというふうに思います。

それについて答弁させていただきます。

確かに道徳の評価というのは大きな課題となっており、いろいろなことが検討されました。

文科省のほうでは、尾崎議員が指摘されたように数量的な評価はしないということでありました。

しかし、教科化を進めていくためには、当然評価というのは位置づける必要があるというふうに考えております。

その評価の方法ですけれども、今学習指導要領の解説の中では、道徳の時間の学習状況の様子、子供が意欲、関心を持って取り組んだかとか、積極的に発表できたか、あるいはしっかりと考えることができたというのを観察とか言語分析なんかを通して評価する。

それと、道徳性については、道徳性が成長したか、成長できているかという事柄について文章で表現するという事柄になると思います。

ただ、評価については、大きな枠のあり方については学習指導要領の中にも示されているわけですが、学校の実態とか評価の仕方の具体的な事柄については今から学校現場がしっかり考えていくべきことではないかなというふうに思います。

また、評価することは、子供の側だけではなくて教師の側も指導法について改善したり、あるいは学びのたよりを通じて保護者との連携とかということにもつながっていくことになるのではないかなというふうに思います。

評価を通して子供の道徳性が育成できるように、今から検討していかなければ

ばならない課題だというふうに考えております。

以上で尾崎議員の再質問についての答弁を終わります。

議員（尾崎 忠義）

6点目に、我が多度津町として、また我々の地域での学校が目指す道德教育はどのようなものかについてお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の多度津町としての我々の地域の学校が目指す道德教育はどのようなものかということについてのご質問にお答えします。

教科化に伴い、教科書ができることとなります。

全国至るところで共通的な教育実践が行えるようになりますが、郷土愛などの項目については地元の人物を取り上げるなど教材の発掘が大切になると考えております。

多度津町の人やことやものを取り上げ、資料や教材化を図り、道德教育の充実を図りたいと考えております。

指導法についても、児童・生徒に一方的に道德的な価値を教え込むのではなく、教師、家族、地域の人々がともに学び、ともに考えていく道德教育を推進したいと考えております。

以上で尾崎議員の再質問についての答弁を終わります。

議員（尾崎 忠義）

次に、高齢者の医療制度の見直し案についてであります。

厚生労働省は、去る11月30日、高齢者に医療費の耐えがたい負担増を迫る取りまとめ案を社会保障審議会医療保険部会に示しました。

社会保障費の「自然増」の徹底削減方針に基づき、高齢者に実施するものがあります。

自己負担の上限額（月額）を定めた高額療養費について、70歳以上で住民税を払っている1,400万人を中心に、69歳以下と同水準に引き上げる、5割を占める年収370万円未満の「一般所得者」は外来のみの上限特例も廃止し、月1万円から2万円が5万7,600円に上がります。

また、75歳以上の保険料を最大9割軽減している「特例軽減」を廃止し、75歳になる人は2017年度から保険料が2倍になるなど、最大10倍もの負担増が強いられます。

療養病床に入院中の65歳以上は、新たに居住費を1日320円から370円に引き上げるなど、軒並み負担増となる内容でございます。

一方、子供の医療費助成に対する国の罰則措置、つまり国保の国庫負担の削減については見直し対象を未就学児までに限定し、子育て支援のために廃止を求める住民や自治体の声に背を向けております。

また、「かかりつけ医」以外を受診した際の追加負担や「市販類似薬」の保険外し、縮小は引き続き検討するとすることにとどまりました。

今回の医療制度の見直し案の概略は次の通りでございます。

1、70歳以上の自己負担の引き上げ。

一般所得者1万2,000円を最大5万7,600円の外来にするわけでございます。

2点目には、後期高齢医療の保険料特例軽減を廃止をする。

これに伴い、916万人の保険料が2倍から10倍化する。

3点目に、療養病床の65歳以上の居住費の引き上げ。

4点目に、子供の医療費助成への懲罰措置。

未就学児に限って見直しをするとなりますが、そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、高齢者が「医者にかかれず重症化を招くだけ」との声が上がっておりますが、町当局としてはどのように考えるのかお尋ねをいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員ご質問の高齢者の医療制度の見直し案に対する町の考え方についてのお答えをいたします。

今回の2017年度以降の公的医療制度の見直し案については、高齢化が進む中で持続可能な医療制度を確保するため、1、高額医療費制度の見直し、2、保険料軽減特例の見直し、3、入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し等が上げられております。

この中で、医者にかかれず重症化を招くだけというご質問は、高額医療費制度の見直しについてだと考えますが、今まで平成18年度以降見直しの行われていなかった70歳以上の方について見直しを行い、世代間負担の公平性の観点からも現役世代と同様に外来上限特例をなくしていくという議論が進められているところです。

まだ議論中であり、高齢者の負担増となることに否定的な意見もあるようですので、今後の議論を見ながらにはなりますが、町としましては医療費の適正化や将来の医療費の確保といった観点からある程度の自己負担はやむを得ないと考えますが、負担増により必要な医療を受けられず重症化を招くことがないように各課連携し、よりきめ細やかな対応が求められていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目でございますが、「医療へのアクセスを阻害してはいけない、慎重に検討するべきだ」と思いますが、これについてどうかをお尋ねいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）



議員ご質問の医療へのアクセス阻害についてお答えいたします。

町の考え方としましては、医療が必要な人が医療を受けられることが必要だと考えております。

特に低所得者について、経済力の差によって受診機会が阻害されないように慎重に検討していくべきであると考えております。

町としましては、先ほど申しましたように各課連携し、きめ細やかな対応をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

3点目に、「重症化につながれば医療保険財政にも支障を来す」ということについてどのように考えるのかお尋ねをいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

議員ご質問の保険財政への支障についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、重症化につながれば治療費が多大になり、医療保険財政にも支障を来します。

町としましては、重症化を防ぐには疾病の早期発見、早期治療が重要であることを住民の方々にご理解いただけるよう、各種健診の受診率向上や生活習慣の改善についての取り組みを強化してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

4点目でございますが、厚労省の取りまとめ案に対し、高齢者の医療費負担増での町における影響はどのくらいになるのか、また対象人数は何人かをお尋ねいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

議員ご質問の高齢者の負担増での町の受ける影響についてお答えいたします。

概算ではありますが、まず高額医療費の見直しについてですが、今現在、約1,200名の前期高齢者、70歳から74歳のうち、外来上限特例廃止が検討されている一般区分約750名について、約1,200万円年間の医療費が軽減される見込みです。

また、所得分の細分化や外来上限額の増額による現役並み区分、低所得区分の方の影響も含めると、約2,000万円の保険給付費の支出の軽減が見込まれます。

次に、後期高齢者医療保険料の軽減額の見直しについてでございますが、後期高齢者医療被保険者約3,700名のうち、現在均等割について9割軽減の該当者、8.5割軽減の該当者はそれぞれ約650名となっております。

これらの被保険者が7割軽減になりますと、約1,000万円の保険料収入増となります。

また、所得割について5割軽減されている被保険者が約400名おられ、その軽減がなくなることにより約550万円の保険料収入増となります。

また、社会保険の被扶養者約300名であった方の軽減分も含めると、全体では約2,000万円の保険料の収入増加が見込まれます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、再質問させていただきます。

ただいま答弁がありました、高齢者が負担増となった場合に、前期高齢者、一般区分ですが1,200万円、それから外来上限額の増額による現役並みの区分、低所得者区分が2,000万円、9割軽減の該当者が、8.5割軽減の該当者ですが、これが1,000万円、それから所得割、5割軽減で400名で、これが5割軽減を廃止すると550万円、それから社会保険被扶養者が300名が2,000万円、これを合わせますと6,750万円でございます。

これが全部高齢者への負担増となるわけでございます。

それで、これは高額療養費の制度あるいは後期高齢者医療制度の保険料軽減措置、これらは高齢者の経済的負担を少しでも軽減をして受診の機会を保障するとして設けられた経過がある制度でございます。

このような高齢者の配慮を捨て去るとというのが余りにも冷たい、このような姿勢でございます。

これは、高齢者については、受診の頻度が高いので家計の医療費自己負担が過重なものにならないようにするために設けられたものでございますが、今後これを国の方針として自然増を抑制するというところで取りまとめ案が発表されたわけでございますが、これによりますと70歳以上が月4万4,400円、年収で約370万円から、住民税非課税の場合には外来だけで月1万2,000円を上限とする特例措置もあったわけでございます。

そして、今高齢者を取り巻く経済状況は、頼みの年金収入が目減りするばかりでございます。

そして、このようなことになれば負担の激増に耐えられない。

それで、私が心配するのは、今後多度津町に対し後期高齢者の保険料が滞納とならないのか、それとまた格差と貧困の拡大がより我が町で進むのはいいか、3つ目には無保険の高齢者が激増するのではないか、4点目に正規の保険証をもらえない人が増えるのではないかということに危惧するわけでございます。

そういうことについて、非常に深刻な、このような厚労省の取りまとめ案に

対して危惧するわけでございますので、答弁をお願いしたいと思います。

住民課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

今、再質問いただきました全ての問題点につきまして、現在厚労省の社会保障審議会医療保険部会で協議している最中ございまして、今月末までに結論を出すもの、あるいは年度末までに結論を出すものという部分がいろいろございます。

また、審議会の中におきましても、厚労省が出している案に否定的な委員さんもおられます。

町としましては、今後の審議会の動向を注視してまいりたいと思っております。

また、中にもございました、質問でもお答えしましたが、困窮家庭等とかそういう方については今までどおり各課連携しまして一刻も早く対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

以上、2点につきまして、私は町当局の答弁を求めてまいりました。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。